



望月 佛教大辭典

第六卷
年表



昭和十一年十一月五日 初版発行
昭和三十三年三月二十五日 増訂版発行
昭和五十七年四月三十日 十版発行

望月仏教大辞典 第六卷

定価 八千八百円

編纂代表者 塚本善隆

著作権所有者 沢本貫

発行者 沢本武

印刷者 伊藤育廣

有限会社八和印刷



発行所 株式会社世界聖典刊行協会

本部 〒170

東京都豊島区上池袋一丁目三十九番十七号
電話東京(九一五)一〇七八番
振替口座東京二一四六〇〇六番

序論

佛教史の編修は、至難の事業なり。佛教の母國たる印度及西域諸國は、有名なる非歴史國にして、王朝の興廢すら其の年月を知るべからず、況や宗教の歴史に於てをや。錫蘭に島史、大史等あり。自ら是れ上古印度史の標的たりと雖も、而も記する所は、多くは一小島國の事項に過ぎず。支那、日本は典籍略備はれりと雖も、佛教の正史として尙ほ缺くるところあるが如し。支那に於ては、晉道安等、譯經目錄を撰し、梁僧祐之を追補し、又弘く古今の遺事を集む。然れども未だ史乘として見るべきものあらず。隋費長房、歷代三寶紀を著はし、譯經目錄の外、別に印度以來の史實を編年集録せり。是れ佛教編年史の嚆矢なるべし。それより以後、唐靖邁、道宣、明佺、智昇、圓照等相次で譯經目錄を撰し、經録は當時殆ど完成せられたりと雖も、佛教一般の歴史は、唐世未だ長房の業を繼ぎたる者あらず。宋代に至り、祖琇、佛教編年通論二十九卷を著して、後漢以來、唐末五代に至る史實を編録し、志磐、佛祖統紀を撰し天台諸師を傳する外、別に法運通塞志四十八卷を編して殆ど宋末を盡くし、又元念常、佛祖歷代通載三十六卷を出だし、覺岸、釋氏稽古略四卷を編し、幻輪、岸公の志を承けて、續釋氏稽古略三卷を撰し、並に皆禪を宗とすと雖も、印度以來、殆ど明末を盡くせり。日本に於ては、其の初、教學の講習盛にして、史冊の世に出づる者稀なり。七大寺年表の如き、亦珍とするに足ると雖も、而も僧史に非ず。扶桑略記は皇圓の著と傳へられ、佛教の史實を記する少からざれども、元と之を主としたるものに非ず。凝然の三國佛法傳通緣起等は、佛教の略史として古今の傳習盛なりと雖も、簡に過ぎ、又唯だ宗派の沿革に止まりて、未だ一般に及べりと云ふべからず。師鍊、元亨釋書を著し、高僧を傳するの傍ら、資治表七卷を撰し、欽明帝以來の史實を編録せり。是れ本邦に於ける佛教年表の權輿なるべし。其後、鸞光、歷代雜鑑事略一卷を著し、默旨、緇林年芳を出だし、共に略支那以來の史實を集録せり。一宗又は一山一大寺の記録としては一貫せるもの多く、即ち天台に天台座主記、華頂要略あり。眞言に高野春秋、東寺長者補任あり。日蓮に通別一覽志あり。其他、近代に至りて眞宗年表、淨土宗年譜、常葉年表、佛教和漢年契、近世高僧年表等續出し一々枚舉に遑あらず。蓋し是等は悉く貴重なりと雖も、支那の史冊は固より日本の記事に及ばず。又天台を主とする者は獨り天台に精しく、禪を主とする者は、自ら禪に偏し、縱令各自に其の傳を盡くすと稱するも、之に依りて佛教の全豹を窺ふに難し。故に今料を各國に取り、又一宗一派とせず、能ふだけ諸書を涉獵し、聞見を廣くし、以て佛教史大成の資に供せんことを努めたり。佛教史は、固より教祖釋尊を以て始めざるべからず。然るに印度に歴史なく、各國の所傳亦區々にして、其の衷を取ること頗る難

し。釋尊の入滅年代に關しては、法顯傳、歷代三寶紀、破邪論、西域記、釋迦方志、法苑珠林、鷲嶺聖賢錄、僧史略、翻譯名義集、並に錫蘭、緬甸、西藏等所傳及び泰西諸學者各々其の説あり。其の最も古きものは、之を皇紀前一千七百五十二年、西紀前二千四百二十二年に置き、最も近きものは、皇紀九百八十九年、西紀前三百二十三年頃に置き。此の間の差異實に二千八百餘年。豈に驚かざるを得んや。然るに近代に至り、希臘亞歷山大王印度侵入の事實よりして、阿育王出世年代を確定することを得たり。是れ印度史上に於ける一道の光明にして、之によりて其の前後の事實を審すべきもの多し。今阿育王を中心として、佛入滅に至る年代を考ふるに、北方所傳の諸經論には、率ね皆百年又は百餘年とし、南方所傳には二百十八年とし、此の間約百年の差を生じ、大に取捨に惑ふと雖も、而も南傳の所謂二百十八年の數字が、衆聖點記の年數と全く符合するを以て、今は衆聖點記の説を取り、佛滅元年を皇紀百七十六年、西紀前四百八十五年に置き。衆聖點記の説とは、費長房の歷代三寶紀第十一に「齊武帝の世、外國沙門僧伽跋陀羅、齊に僧賢と言ふ、師資相傳へて云く、佛涅槃後、優波離、既に律藏を結集し訖りて、即ち其の年七月十五日に於て自恣を受け竟り、香華を以て、律藏を供養し、便ち一點を下し、律藏の前に置く。年々是の如し。優波離、涅槃せんと欲し、持して弟子陀寫俱に付す。陀寫俱、涅槃せんと欲して、弟子須俱に付す。須俱、涅槃せんと欲して弟子悉伽婆に付す。悉伽婆、涅槃せんと欲して弟子目健連子帝須に付す。目健連子帝須、涅槃せんと欲して弟子旃陀跋闍に付す。是の如く師師相付して今の三藏法師に至る。三藏法師、律藏を將つて廣州に至らんとし、舶に上るに臨んで、反つて還り去り、律藏を以て弟子僧伽跋陀羅に付す。羅、永明六年を以て沙門僧猗と共に廣州竹林寺に於て、此の善見毘婆沙を譯出し、因て共に安居す。永明七年庚午歲七月半夜を以て自恣を受け竟り、前の師法の如く、香華を以て律藏を供養し、訖りて即ち一點を下す。其年に當りて計九百七十五點を得たり。點は是れ一年なり。趙伯林、梁大同元年、廬山に於て苦行律師弘度に値ひ、此の佛涅槃後衆聖點記を得、年月、齊永明七年に訖る。伯林、弘度に語りて云く、永明七年より以後、云何ぞ復た點を見ざる。弘度答へて云く、此より以前は、皆是れ得道の聖人手自ら點を下す。貧道凡夫止だ奉持頂戴すべきのみ。敢て輒く點せずと。伯林此の舊點の下るに因りて、推して梁大同九年癸亥の歲に至るに、合して一千二十八年を得たり」と云へる是れなり。大唐內典錄第四之に同じ。然るに干支を推すに、齊永明七年は己巳にして、庚午は八年なり。開元釋教錄第六、貞元釋教錄第八には、永明七年説を取り長房の干支を改めて己巳となしたるを以て、推算に一年の差を生ずと雖も、今は干支に依り、庚午の歲たる永明八年を起點とし、之より九百七十五年を溯りて、之を佛滅元年と定めたり。然るに出三藏記集第十一にかゝぐる善見律毘婆沙後記には「齊永明十年歲次實沈(申)三月十日、禪林比丘尼淨秀、僧伽跋陀羅法師が廣州に於て僧祿法師と

共に梵本善見毘婆沙律一部十八卷を譯出せしを聞き、京師に未だ有らざれば、渴仰、見んと欲す。僧伽跋陀羅、其の年五月南に還る。憑て上寫し來り、十一年歲次大梁(西)四月十日、律を得て都に還り、頂禮執讀し、敬寫流布す。仰ぎ惟るに、世尊泥洹已來、年載七月十五日に至り、歳を受け竟り、衆の前に於て謹で一點を下す。年々此の如し。感慕心悲み、流涙を覺えず」とあり。是れ亦衆聖點記の説を傳へたるは言を俟たずと雖も、而も其の文分明ならず。若し淨秀尼が、永明十一年、善見律を得て建康に還り、其の年七月、衆前に於て一點を下したるものと見ば、弘度律師が、永明七年已後復た點を下さすと云へる傳説に乖き、若し弘度律師の言を信せば、此の記文の「謹下一點、年年如此」の語に符合せず。聊か惑ふ所なり。案するに歷代三寶紀の所謂永明七年は、或は善見律後記の永明十一年の寫誤、若くは訛傳には非ざるなき歟。試に永明十一年を起點とし、之より九百七十五年を溯れば、皇紀一百七十九年、西紀前四百八十二年を得。是れ佛陀伽耶碑文第一の西紀前四百八十一年説と僅に一年の差にして、或は歷代三寶紀の所傳を否定する力あるかを疑ふべきものあり。されど道宣、智昇、圓照等、悉く長房を祖述し、一言の善見律後記に及ぶものなければ、今且く歷代三寶紀に従つて、上の如く佛滅を規定せり。

佛滅年代の異説中、法上、道安、費長房、法琳及び贊寧等が、春秋若くは周書異記等に基づき推定したる年代は、固より價值なく、又譯經三藏並に外國所傳の説と雖も、其の由來を審にし難きもの多し。玄奘所傳に依るに凡そ四説あり。西域記第六に云く「佛涅槃より諸部に異議あり。或は云ふ千二百餘年、或は云ふ千三百餘年、或は云ふ千五百餘年、或は云ふ已に九百を過ぐ、未だ千年に満たず」と。慈恩傳第三、釋迦方志卷上、法苑珠林第二十九等にも亦同一の記事ありと雖も、慈恩傳、法苑珠林には、單に一千二百、一千三百、一千五百と言ひて凡て餘の字なく、釋迦方志には、唯一千五百年に餘の字あり。然るに是等諸年代の起點果して那邊に在るべきや。隨て又餘の字あるを正とすべきや、將た無きを正とすべきや、固より問題たり。釋迦方志には「今貞觀二十年に至りて一千二百一十二年を經、此れ菩提寺石柱の記に依る」とあり。是れ貞觀八年即ち玄奘が拘尸那揭羅佛涅槃處に詣したる時、滿一千二百年を經たりと解したるを以て、それより十二年後即ち貞觀二十年を一千二百一十二年となせるものなり。若し此説に依れば、佛滅は皇紀九十五年西紀前五百六十六年に當る。然るに法苑珠林には、「今龍朔三年に至つて一千二百年を經、此れ菩提寺石柱の記に依る」と云へり。此の説に従へば、佛滅は皇紀一百二十四年西紀前五百三十七年に當る。惟ふに此の兩者は推算の起點を異にせりと雖も、一千二百年を實數と見るに於て一致せり。然るに吾人の思考する處は、此の説は、恐くは佛陀伽耶碑文第二の皇紀一千十八年西紀前五百四十三年説を傳へたるものにして、即ち錫蘭所傳に符合し、古來印度に於て最も有力なりしものならん。玄奘が

四説を列ぬる中、必ずしも年數の順次に由らずして、先づ之を第一に置きたる所以亦思ふに茲に在らんか。若し然りとすれば、唯是れ大數を示したるものに過ぎず。佛陀伽耶碑文第二の説は、龍朔三年を去る六年即ち顯慶二年を起點として之を推算するに、滿一千二百年を得べし。是れ本書に玄奘年紀第一と稱するの説なり。

又玄奘年紀第二の一千三百年説は、即ち羅什年紀の説に符合す。羅什年紀とは、後周道安の二教論に「又什法師年紀及び石柱の銘に依るに、並に春秋と符合す。如來は周桓王五年歲次乙丑に生れ、桓王二十三年歲次癸亥に出家し、莊王十年歲甲午に在りて成佛し、襄王十五年歲甲申に在りて滅度す。今に至て一千二百五年」と云へる是れなり。然るに周襄王十五年甲申は、即ち皇紀二十四年西紀前六百三十七年に當り、龍朔三年より一千三百年を溯れる數と全く符合して一年の差違なし。是れ寧ろ驚くべき計數と云はざるを得んや。

又玄奘年紀第三の一千五百年は、龍朔三年より推算するに、西藏所傳の皇紀前一百七十七年西紀前八百三十七年説に符合し、亦一年の差違なし。之に由りて龍朔三年の起點が、決して偶然に非ざることを知り、又是等兩年紀の算數が、大約を示せるものに非ざるを識るなり。玄奘年紀第四の一千年未滿の説は、唯九百を過ぐ、未だ千年に満たすと云ふに過ぎざれば、固より正確の數を得べからず。されど是れ恐くは迦濕彌羅地方に行はれたる一種の傳説ならん。案するに西域記第二、慈恩傳第二及大毘婆沙論第二百等に、迦膩色迦王並に婆沙結集を佛滅第四百年に置きたるは、他の傳説に比して早きを覺ゆるも、今假りに一千年未滿を九百八十五年と定め、釋迦方志に依りて、貞觀八年より之を推算するに、佛滅は皇紀三百十年西紀前三百五十一年に當る。若し此の説を取らば、迦膩色迦王の出世は、西紀五十年頃に在るべし。是れ蓋し大數に於て妥當なるものならん。又案するに、上座大衆根本二部の分裂は、異説ありと雖も、若し大智度論第二に依れば「後百年、阿輸迦王、般闍于瑟大會を作す。諸大法師論議異なるが故に、別部の名字あり」と云へり。南方所傳には、阿育王の治下に異部分裂の事を記せざれども、阿育王即位第十七年に、目犍連子帝須、上首となりて波吒釐子城に法藏を結集すと云ひ、又阿育王刻文に、王は即位第十二年に五年大會を開きたることを記すれば、其の第十七年は、次回の五年大會即ち般闍于瑟大會に相當するを以て、之を大智度論の説に合せ考ふる時は、南傳の所謂第三結集に際し、端なくも諸大法師論議異なるが故に、異部分裂の端を啓きたるものと想像し得べし。然るに阿育王即位第十七年は、皇紀四百十年西紀前二百五十一年に當る。若し之を佛滅滿一百年となす時は、即ち一千年未滿の説に符合するを見るべし。是れ本書に玄奘年紀第四と稱するの説なり。

更に康日比丘所傳の一説あり。西晉白法祖譯佛般泥洹經後記に「佛般泥洹到永興七年二月十一日、凡已八百八十七年餘七月十有一日、至今丙戌歲、合爲九百一十五年。是比丘康日所記也」と云へる是れなり。然るに此の記文簡にして、其の由來を究むるに由なく、又恐くは文字に錯簡あるを以て、確説を得る能はずと雖も、既に西晉譯經の後記として傳はれるを見れば、其の傳承の極めて古きを知るに足るなり。蓋し文中、永興七年とあり。今試に支那の年號を案するに、永興と稱するもの凡そ四あり。即ち後漢桓帝の世に二年（皇紀八一三—八一四）、西晉惠帝の世に二年（九六四—九六五）、前秦苻堅の世に二年（一〇一七—一〇一八）、北魏明元帝の世に五年（一〇六九—一〇七三）ありと雖も、共に七年に至らず。是れ頗る惑ふ所なり。然れども八百八十八年（八百八十七年餘七月十有一日の語は、八百八十七年と七ヶ月十有一日の意なるべきを以て、之を八百八十八年と見做し）より二十七年後、即ち九百一十五年は丙戌の歲に當るべく、又此の經が西晉惠帝代に在世せし白法祖の出す所なるを以て、必ずや其の干支は惠帝前後に在るべきを豫想し、因て年曆を案するに、惠帝永康元年已後二十七年（又即ち惠帝永興元年已後二十四年）にして、東晉成帝咸和元年丙戌の歲あり。永興七年の語は、全く無意味に陥ると雖も、白法祖譯經としては、想ふに此の推當を是認せざるべからざるべし。若し此の説に依れば、佛滅は皇紀七十二年前五百八十九年に當り、緬甸所傳の一説と符合す。是れ本書に康日年紀と稱するの説なり。

蓋し印度以來經論章疏中、佛滅より年代を起算せるもの頗る多し。而も其中、同一人若くは同一事實にして、年數を傳ふるに數百年の差を生ずるものあり。例へば迦膩色迦王及馬鳴の出世の如き、僧伽羅利經序等に依れば佛滅七百年とし、毘婆沙經序等に依れば六百年とし、摩訶摩耶經に六百年とし、新譯起信論序に五百餘年とし、西域記等に四百年とし、薩婆多記に三百餘年となせり。是の如く前後の間に殆ど四百年の差を生じ、一見適從する所を知るべからざるが如し。是を以て釋摩訶衍論第一に、馬鳴六時出現の妄説をかゝるに至れりと雖も、是等は佛滅を立つる各同からざるが故に、それより起算せる數字に、自ら諸種の差異を生じたるに過ぎず。今夫れ康日年紀の説に依りて佛滅七百年を推算すれば、皇紀七百七十一年西紀一百一十一年を得べし。羅什年紀に依りて西紀一百一十一年迄を計るに、六百四十八年あり。是れ豈に六百餘年説に非ずや。衆聖點記に依りて佛滅六百年を推算するに、皇紀七百七十五年西紀一百一十五年を得。即ち康日年紀の説と僅に四年の差あるに過ぎず。又既に是れ六百年に滿たず、故に亦五百餘年と稱することを得べし。玄奘年紀第四に依りて、佛滅四百年を推算するに、西紀五十一年を得。即ち康日年紀の説と六十年の差ありと雖も、亦概數に於て大差なしと云ふべし。之に由て古來佛滅より起算せる年數にして、種々の不同あるは、大抵其の起點

の差異より生ずる結果なるを知るべし。吾人は本書を編するの初に於て、印度及西域諸國の史實を編年集録することの殆ど不可能なるを思ひ、寧ろ之を省略せんと期したりしも、各年紀の由來を推究するに及んで、自ら一種の決心を生じ、縱令中らすと雖も遠からざるべしと自信する範圍に於て、之を收録すること、なせり。

釋尊遊化の歲時に關しては異說亦少からず。一時支那に於て盛に論辯せられたる諸經の説時の如き姑く之を措き、今其の聖傳の骨子たる納妃、出家、成道及涅槃に就き之を見るに、諸經論中、凡そ兩種の傳説あるが如し。西域記第六に「踰城出家の時亦定まらず。或は云ふ菩薩年十九、或は曰ふ二十九」と。又成道の年齡に關し、同記第八に「是の時如來年三十矣。或は三十五矣」とあり。之に由りて古來印度に兩説の並び行はれたるを知るべし。案するに、三十成道の説に在りては、十七歲納妃、十九歲出家、十二年苦行、四十九年説法、七十九歲入滅となし、三十五成道の説に在りては、十九歲納妃、二十九歲出家、六年苦行、四十五年説法、八十歲入滅となすもの、如し。支那に於ても、此の兩説亦古より傳へられたりと雖も、十九出家、三十成道の説廣く行はれたるを見る。然るに若し十九出家三十成道の説に従へば、苦行を十二年とせざるべからず。苦行十二年の説は、般泥洹經卷下等に出せりと雖も、而も其他は、十九出家を取れる經律さへ尙ほ勤苦六年の説をなせり。且夫れ四十九年説法の説は三十成道、七十九歲入滅より之を推測するを除き、其他は、佛般泥洹經卷下等に、稀に其の數を擧ぐるに止まるのみならず、其の所謂四十九年中、釋尊遊化の事蹟を記したるもの未だ之れ有らずと雖も、四十五年説法に關しては、僧伽羅刹所集經卷下に、明かに四十五年夏坐の地名を擧ぐ。即ち文に、是の如く世尊、波羅奈國に於て夏坐し、摩竭國王に益あり(第一)。第二、三、四は靈鷲山頂に於てす。第五は脾舒離、第六は摩拘羅山。母の爲の故に、第七は三十三天に於てす。第八は鬼神界、第九は拘苦毘國、第十は枝提山中、第十一は復た鬼神界、第十二は摩伽陀閑居處、第十三は復た鬼神界に還る。第十四は本と佛の所遊處、舍衛國祇樹給孤獨園に於てす。第十五は迦維羅衛國釋種村中、第十六は迦維羅衛國に還る。第十七は羅閱城、第十八は復た羅閱城、第十九は拓梨山中、第二十の夏坐は羅閱城に在り。第二十一は拓梨山中に還る。鬼神界に於て餘處を経歴せず四夏坐を連ぬ(第二十二、二十三、二十四、二十五)。十九年餘處を経歴せず舍衛國に於て夏坐す(第二十六より第四十四に至る)。如來是の如く最後夏坐の時、跋祇境界毘將村中に於て夏坐す(第四十五)と云へる是れなり。又八大靈塔名號經の頌に「二十九載處王宮、六年雪山山修苦行、五歲在於毘沙林、二年惹里巖安居、二十三載止舍衛、廣嚴城及鹿野苑、摩拘梨與忉利天、尸輸那及憍曇彌、寶塔山頂並大野、尼努聚落吠蘭帝、淨飯王都迦毘城、此等聖境各一年、釋迦如來而行住、如是八十年住世、然後牟尼入涅槃」とあり。羅刹經の説と聊か異同ありと雖も、而も大約符合するを見るべし。恐くは是れ傳の正を得

たるものならん乎。故に今三十五成道の説を取り、以て釋尊遊化の事蹟を傳述せり。但し印度の紀年は、率ね滿數に依りて之を計る。六年苦行、四十五年説法の如き、若し滿數に依らずして、年より年を算せんか、二十九出家より三十五成道までに七年あり、三十五成道より八十入滅までに四十六年あり。其の他、阿育王の即位年數の如き、悉く年より年を計るべからず。故に今凡て滿數に依り、二十九出家より佛壽三十に至る滿一年を苦行第一年とするの意に於て、佛壽三十の下に苦行第一年を置き、乃至是の如く、佛壽三十五の下に苦行第六年、又佛壽三十六の下に、成道第一年、乃至、佛壽八十の下に成道第四十五年を置けり。阿育王の即位年數等亦之に准じて知るべし。

又釋尊の降誕、出家、成道、轉法輪及び涅槃の如き月日に皆異説あり。長阿含經第四等に、如來は二月八日生れ、二月八日出家し、二月八日菩提を成じ、二月八日涅槃を取ると云ひ、灌佛經等に、諸佛皆四月八日夜半の時を用つて生れ、皆四月八日夜半の時を用つて出家し、皆四月八日夜半の時を用つて成道し、皆四月八日夜半の時を用つて般涅槃すと云ひ、又西域記第六等に、菩薩は、吠舍佉月後半八日を以て生る。此の三月八日に當る。上座部は即ち曰く、吠舍佉月後半十五日と。此の三月十五日に當ると云ひ、出家、成道亦同く之を記せり。菩薩處胎經第七には、二月八日法輪を轉すと云ひ、大毘婆沙論第八十二には、迦栗底迦月白半八日に於て如來彼が爲に正法輪を轉すと云ひ、又大般涅槃經第一には、二月十五日涅槃に臨むと云ひ、西域記第六には「諸を先記に聞くに曰く、佛は生年八十、吠舍佉月後半十五日を以て般涅槃に入る。此の三月十五日に當る。説一切有部は、則ち佛は迦刺底迦月後半八日を以て般涅槃に入る。此の九月八日に當る」と云へり。蓋し此の中、印度諸部の間に既に異説ありしものなきに非ざれども、多くは印度、支那兩曆の相違より來れる錯簡なるが如し。案するに、印度の曆法、元と支那に同からず、歲元を立つるに兩曆各共に多説あり。支那に在りて、夏は建寅即ち太陰曆一月を以て正となし、殷は建丑即ち十二月を以て正となし、周は建子即ち十一月を以て正と爲す。印度の立正にも、建寅、建卯、建辰及び建子の説あり。道安の二教論に依るに「春秋左傳に曰く、魯莊公七年歲次甲午四月辛卯、夜恆星見えず、星隕つる雨の如しと。即ち周莊王十年なり。莊王別傳に曰く、遂、易に即き之を筮して云く、西域銅色人出世す、所以に夜明あり。中夏の災に非ざるなりと。佛經を案するに、如來四月八日入胎し、二月八日生れ、亦二月八日成道す。生及び成佛、皆光明を放つ。而も出世と云ふは、即ち成佛の年なり。周は十一月を以て正となす。春秋四月は即ち夏の二月なり。天竺に依るに、正を用ふる夏と同じ。杜預、晉曆を用つて算するに、辛卯は二月五日なり。安、董奉忠と共に魯曆を用つて算するに即ち二月七日、前周の曆を用つて算するに、即ち二月八日なり」と云へり。此の説は、印度の立正を夏と同じく建寅となし、而も周

の四月は、夏の二月なれば、即ち魯莊公七年四月辛卯は、印度の二月八日に當るとなせるものなり。又宿曜經卷上に依るに「上古白博又二月春分朔、時に曜、婁宿に躔し、道齊しく景正しく、月中し氣和し、庶物漸く榮え一切増長す。梵天歡喜し、命じて歳元と爲す」と云ひ、景風の註に「大唐は建寅を以て歳初と爲し、天竺は建卯を以て歳首となす。然らば則ち大唐には、月皆正月二三四を以て十二に至らしめ、天竺は、皆白月十五日夜太陰所在の宿に據りて月の名となす。故に建卯を呼んで角月と爲し、建辰を氏月と爲す。則ち但だ角氏心箕の月を呼んで、亦建卯建辰及び正二三月を論せざるなり」と云へり。是れ建卯立正の説なり。但し此の經、並に摩登伽經には、角月を二月、氏月を三月、乃至、翼月を正月となせるも、大集經第四十二には、角月を正月、氏月を二月、乃至、翼月を十二月となせり。然るに西域記第二に「春三月とは、謂ゆる制咀羅月、吠舍佉月、逝瑟吒月なり。此の正月十六日より四月十五日に至るに當る。乃至、冬三月とは、謂ゆる報沙月、摩祛月、頗勒婁擊月なり。此の十月十六日より正月十五日に至るに當る」とあり。此の中、制咀羅月は、宿曜等の所謂角月なれば、若し西域記に従へば、角月は、支那曆正月十六日より二月十五日に至るの間を稱す。故に前半月即ち黒半に従へば、所謂建寅立正の説を生じ、隨て角月を正月となすべく、後半月即ち白半に従へば、建卯立正の説を生じ、隨て角月を二月となすべし。されば道安の建寅、宿曜の建卯、兩説ありと雖も唯是れ支那曆配當上の相違にして、根本は一なりと稱すべきか。然るに圓通の佛國曆象編第四に、前の宿曜經上古白博又の文を引き、之に附論して云く、「是れ二月の中氣なること明けし。若し爾れば、正月の中に在ること極めて其の理なきが故に、當に二月十六日を以て歳首正旦となすに従ふべき歟。又七曜曆を以て三月定望太陰の宿度を驗するに、連年並に皆角に在り。二月は則ち然らず。又日躔を驗するに、享保十二年三月朔、太陽、婁の二度に在り、太陰亦婁の二度に在り。是れ印度白博又二月朔に當る。文化六年三月九日、日、婁の初に在り。三月朔、月、亦婁の初に在り。大約連年之に準ず。漢に二月を降婁と曰ふ。豈に之を言ふに非ずや。凡そ此の數條は、並に建卯歳首を徵するに足る」云々。若し此の説に依れば、印度の歳元は、建卯の月即ち二月十六日にして建寅正月に非ず。隨つて角月は二月十六日より三月十五日に至り、乃至、翼月は正月十六日より二月十五日に至るべきを以て、乃ち西域記第二の記事と合せず。是れ圓通の苦とする所なりと雖も、既に摩登伽經に、角月を二月と爲し、又宿曜經に、白博又二月春分朔と云ひ、景風の註に、角月は唐の二月なり、斗建卯位の辰なりと云へば、二月十六日立正の説必ずしも捨つべからざるに似たり。又梁高僧傳第七慧嚴の傳に依るに、天竺は建辰の月を以て歳首となすと云へり。建辰は、支那の三月にして、亦黒前白後の曆法に依れば、即ち是れ三月十六日を印度の歳首となすの説なり。又法寶の俱舍論疏第一に依るに「婆羅門國は建子を以て正を立つ。此の方には、先時より建寅を以て正を立つ。建子

の四月は、即ち建寅の二月なり。故に梵本を存するものは四月と言ひ、此の方に依るものは即ち二月と云ふ。根本は一なり」と云へり。是れ前の道安に反して、印度の立正を建子となし、支那を建寅となすが故に、印度の四月は即ち支那の二月に當るとなすの說なり。又僧史略卷上に「佛若し是れ夏の時に生せば、即ち今の建巳四月八日なり。若し商の時に生せば、即ち今の建辰の月（三月）八日なり。若し周の時に生せば、即ち今の建卯の月（二月）八日なり」と云へり。是れ立正より起算せず、單に釋尊の降誕を印度曆四月八日となし、之を支那の各曆に配したるなり。

是の如く、印度、支那の立正に各多說あり、二四月の相違を和會するに亦多說あり。其中、道安は、印度は建寅を正とし周は建子を正となすが故に、印度の二月は周の四月に當るとなし、法寶は、印度は建子を正となし支那は建寅を正となすが故に、印度の四月は支那の二月に當るとなすと雖も、印度は所謂黑前白後を其の曆法となせば、縱令彼の二四月は此の四二月に當るとするも、彼の八日は此の八日に當るべからず。即ち道安の說に依りて配すれば、印度の二月白半八日は、周の四月廿三日に當り、黑半八日は五月八日に當る。法寶の說によりて配すれば、印度の四月白半八日は、支那の二月廿三日、後半八日は三月八日に當る。若し後半八日を本說とせば、法寶の說は却て玄奘の所傳に一致し、二四月兩說の相違を和會するに足らず。今案するに、釋尊の降誕を吠舍佉月後半八日とし、若し宿曜經等に依りて建卯立正の說を取らば、吠舍佉月は、三月十六日より四月十五日に至る間を稱すべきが故に、其の後半八日は、即ち四月八日に當る。恐くは四月八日説は、建卯立正より來りたるもの歟。二月八日及二月十五日説は、其の由來を究むること難し。若し吠舍佉月は、印度紀月の第二月なれば、原文を存して之を二月となし、而して後半の字を脱譯するか、若しくは原文に之を脱略したるものとなし、八日又は十五日を亦原文を存したるものと見ば、即ち玄奘所傳の吠舍佉月後半八日及び後半十五日説の訛譯と解せられざるにも非ず。されど譯經者が、譯毎に悉く後半の字を見落したりとも考ふべからざれば、夙に印度諸部の間に行はれたる一説と見るを可とせん。又古來成道に臘月八日説あり。是れ元と譬喻經の六師降伏説より出づ。法苑珠林第三十三洗僧部の下に其の說を引いて云く「佛は臘月八日を以て、神通、六師を降伏す。六師、水に投じて死するに如かず、仍て廣く説法し諸の外道を度す。外道、化に伏し佛に白して言く、佛は法水を以て、我が心垢を洗ふ。我れ今僧を請し、洗浴して以て身穢を除かしめん」云云。思ふに、是れ唯六師降伏の說に過ぎず。然るに後世之を降魔と混同し、遂に臘八成道の說を傳ふるに至りしものならん。又僧史略卷上に依るに「今東京、臘月八日を以て佛を浴し、佛生日と言ふ。祇園圖經を案するに、寺中に玻黎師子あり、形、拳許の如く、口より妙音を出だす。菩薩之を聞て皆地位を超ゆ。臘月八日に至る毎に、舍衛城中の士女競ふて香花を

持し、來て法音を聽くと。彼を詳にするに、佛生日と言はず。疑ふらくは天竺臈八を以て節日と爲すのみ。又疑ふ是れ多論(薩婆多論)の二月八日を用ふ。臈月は乃ち周の二月なればなり」と云へり。之に依るに、宋世、洗僧を謬りて浴佛となしたるを知る。共に成道の月日に關せざるなり。轉法輪時の異説は、俱舍論疏第一に「八月を錯りて二月四月となすは、迦栗底迦は是れ八月卯星の名、二月は又是れ建卯地の月なるを以て、星と地と詮別にして卯の名同じ。若し迦栗底迦は是れ西地の卯と知るものは、翻じて八月と爲し、若し迦栗底迦は是れ震地の卯と謂はゞ、翻じて二月四月と爲す。此に由て轉法輪等の日に二四八の不同あり」と云へるもの、恐くは其の當を得たるならん歟。二月十五日般涅槃説は、二月八日説に同く、其の由來を知るべからずと雖も、若し建卯立正の説に依りて二月十六日を印度の歳元となさば、二月十五日は其の歳終に當る。釋尊の入滅は即ち萬化の息滅なれば、或は歳月終盡の夕に起りたるやも知るべからず。翻譯名義集第七に「北山云く、周の二月は今の十二月なり。而も大聖、周年に在るが故に、十一月を以て正と言ふことを得。今の世に異なれり。是の月や天地否閉し龍蛇斯に蟄し、微陽、下泉に潛布し、勾萌未だ上土に達せず。茲を以て生ずる者は、氣運に應じて來り、茲を以て滅する者は、代謝に應じて去る。然るに考ふるに、二月涅槃、十二月に屬すること美を盡す、其の誕生を定むる亦十二月とは、未だ善を盡くさざるなり」と云へり。是れ支那の十二月を以て論じ、今と同からざれども「十二月涅槃、美を盡くす」と云へるもの亦多少の趣味なしと言ふべからず。是の如く月日を論ずるに、諸説紛綸として一定すべからざるを以て、本書は、印度古代の事項に凡て紀月を省略せり。

蓋し佛教は世界の大宗教にして、東洋諸國に傳播し、弘通の歲月頗る長し。隨て其の間に生起せる事實無量百千にして、後代に傳ふべきもの甚だ多し。故を以て本書の編修に従事してより凡そ三たび裘葛を易へ、搜引旁證頗る努むる所あり。されど淺學寡聞にして恐くは遺脱少からざるべし。謹で來賢の補正に待つと云ふ。

明治四十二年十二月

望月信亨識

再版刊行趣旨

大正大學々長文學博士望月信亨師が明治四十二年十二月を以て著作刊行せられたる佛教大年表は、日本、支那、諸國の三欄に分ち、佛教及び其の關係事項を編年體に網羅したるものにして、載録事件の多量なる、涉獵書籍の廣汎なる、典據標出の詳細なる、古今未だ嘗て其比を見ざる所。佛陀教法宣布の隆替一目の下に看取するを得べく、學徒の便益之に加ふるものなきの觀あり。爾後學界の傾向は彌、歴史的研究の要を告ぐるものあると同時に、本書の需用も亦益、急なるものあり。然るに大正十二年の大震災は其殘本並に紙型の全部を灰燼に歸せしめ、爲に其市價は數十金を唱へ、世の之が再刊を翹望するの聲都鄙に滿つるに至れり。

昭和四年は著者が還曆に當れるを以て權田雷斧、渡邊海旭、椎尾辨匡、大島泰信、石原惠忍、田島德音、加藤精神、荻原雲來、福田堯穎、神林隆淨、中里貞隆、矢吹慶輝、荻野仲三郎、松浦一、山口察常、高野辰之、石井教道、大野法道等相圖り、望月博士還曆記念會を組織し、著者が多年教學界の爲めに貢獻せられたる功績を稿ひ、且つ記念出版を爲すことを企劃し、本書を増訂再版することゝなせり。其初版に異なる點を列記すれば

左の如し。

一、明治四十二年九月以後、昭和四年十二月に至る二十年間を増補したる事。

一、最初の九百二十餘年間に於ける各頁欄内五年分割を廢し頁數の減少を圖りたる事。

一、若干の事件并に出典の改訂を爲したる事。

一、明治四十三年日韓併合以後の朝鮮の事項は之を日本欄に記入せる事。

一、引用書目を増補せし事。

一、帝王歴代及び佛教各宗派本山門跡住持歴代は現代に至る迄補足せし事。

尙本書の刊行に關しては本多淨嚴、服部覺善二氏の援助に負ふところ多大なるものあり。又編輯校正等に關しては石井教道、岩崎敲玄、松田貫了、大野法道、佐々木隆彦、遠藤圓乘、金山正好、白幡靜康、宮田歳、西山良瑞、佐藤密雄等諸氏の助力に俟つもの少からず、記して以て謝意を表す。

昭和五年九月

望月博士還曆記念會

増訂第三版序

佛教大年表は明治四十二年十二月佛教大辭典附録として編纂刊行せしものに係り、後昭和四年予の還曆に當り大正大學學友等は記念として本年表の再版を企てられ、仍て初刊以後に於ける二十年を追補し新に上梓せり。然るに其の後幾くもなく製本拂底を告げ、且つ昨冬佛教大辭典編纂完了し、その附録たる本年表を併せ備へんことを希望せらるゝもの多きにより、今又昭和五年より十一年に至る七年を増補し、更に全編に互り再検討を加へて筆削修正し、第三版を發行することゝなせり。

本年表は佛陀降誕の年を以て起首とし、爾後印度を始め、西域支那日本等の東洋諸國、并に輓近歐米等に於ける佛教傳播の史實を編年集録したるものにして、昭和十一年に至り其の間凡そ二千五百一年あり。本年表に於て佛陀降誕の年を西曆紀元前五六五年に置けるは、歴代三寶紀第十一所載の衆聖點記の傳説によりて推定せしものに係る。即ち彼の傳説に於て、佛陀の入滅を支那蕭齊永明八年歲次庚

午、即ち西紀四九〇年より九百七十五年を溯れる西紀前四八六年に起りしこと、なすを以て、之に佛陀の寶壽八十年を加へ、西紀前五六五年を其の降誕の年と定めたるなり。蓋し佛滅の年時に關しては古來數十種の說あり、果していづれを史實と認むべきかは頗る惑ふ所なるも、彼の衆聖點記の年數は、阿育王の摩崖法勅の記事に依りて推定せらるゝ王の即位年代に、錫蘭所傳の王と佛滅との間の年數を加へたるものに等しきを以て、今此の說に従ふことゝなせるものなり。即ち彼の摩崖法勅第十三章にシリア王 Antiochos Theos 以下五王の名を掲ぐるにより、ラッセン (Christian Lassen : Indische Altertumskunde) は夙に此の五王在位の年代を研究し、その共通年時の最下限を西紀前二五八年とし、後スミス (V. A. Smith : Asoka, The Buddhist Emperor of India, 2nd Edition.) は二六一年より二五八年に至る四年間とし、トーマス (H. W. Thomas : Asoka, The Imperial Patron of Buddhism.) も亦同一の說をなせり。今此等の研究に基き、その最下限たる二五八年を取りて之を彼の摩崖法勅の造刻せられたる年とし、而して亦此の造刻を阿育王の即位第十一年に起れる出來事とせば、王の即位は西紀前二六八年となるべし。又善見律毘婆沙第一に阿育王は佛涅槃し已りて